

令和2年度「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業」に係る事務局募集要領

令和2年4月8日

経済産業省

地域経済産業グループ

地域経済産業政策課

地域産業基盤整備課

経済産業省では、令和2年度「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業」を実施する事務局を、以下の要領で広く募集します。

応募に当たっては、本募集要領をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で本事業に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

本公募は、令和2年度補正予算成立後、速やかに事業を開始出来るようにするため、補正予算成立前に公募の手続きを行うものです。事務局の決定や予算の執行は、令和2年度補正予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

なお、事務局として選定された場合には、追って定める「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）及び「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金実施要領」（以下「実施要領」という。）に従って事業を実施していただくこととなります。

## 【1. 事業概要】

### 1-1. 事業目的

本補助金は、経済産業省のサプライチェーン対策のための国内投資促進事業を実施するため、経済産業省が国内投資促進基金（仮称。以下「基金」という。）を造成し、当該基金を活用して、生産拠点等の国内回帰等を進めることにより、国内への生産拠点等の整備を進め、製品等の円滑な確保を図ることでサプライチェーンの分断リスクを低減し、我が国製造業等の滞りない稼働、強靱な経済構造の構築を図ることを目的とします。

### 1-2. 事務局の事業内容

事務局は、基金設置法人から委託を受けて、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業を実施するものとします。

#### （1）事業に要する費用の金額

- ① 受託事業者は、事業に要する費用のうち、基金（2, 200億円（消費税及び地方消費税額を含む。））を超えない範囲で基金設置法人が相当と認める金額（以下「委託費用」という。）について基金の範囲内で基金設置法人と委託契約を締結します。  
なお、想定される管理件数は200件程度です。
- ② 委託費用の区分は別表1のとおりとします。なお、委託費用は可能な限り合理化することに努めるものとします。

#### （2）サプライチェーン対策のための国内投資促進事業に係る補助対象、補助率、補助金の上限額 別表2に定めるものとします。

#### （3）交付規程の承認

- ① 事務局は、本事業の実施に際し、補助金の交付の手続き等について別途交付規程を定め、経済産業大臣及び基金設置法人の承認を受けなければなりません。これを変更しようとするときも同様とします。
- ② 交付規程は以下の事項を記載するものとします。
  - 一 交付対象要件の定義及び補助率
  - 二 交付申請及び実績報告
  - 三 交付の決定及び補助金の額の確定等
  - 四 申請の取下げ
  - 五 計画変更の承認等
  - 六 補助金の支払
  - 七 取得財産の管理等
  - 八 交付決定の取消し等
  - 九 受託事業者による調査
  - 十 セキュリティ対策

## 十一その他必要な事項

### (4) 事業の実施体制等

受託事業者は本事業の円滑な実施のため、以下の対応を適切に行うための体制を整えなければなりません。

- ① サプライチェーン対策のための国内投資促進事業の公募
- ② サプライチェーン対策のための国内投資促進事業の審査及び採択（第三者委員会の設置・運営を含む。）
- ③ サプライチェーン対策のための国内投資促進事業の交付決定に係る業務（交付申請書の理・交付決定通知書の発出等）
- ④ サプライチェーン対策のための国内投資促進事業の進捗状況管理、確定検査、支払手続及び事業に関する問い合わせ
- ⑤ その他の事業管理に必要となる事項についての対応

### (5) 事業の実施期限

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業を行う期間は、実施要領に定めるところにより、原則令和4年度に間接補助事業が終了し、事務局及び間接補助事業者からの報告に基づいて行われる支払いに係る業務が終了するまでとします。

### (6) 指導監督等

- ① 経済産業大臣及び基金設置法人は、受託事業者による本事業の実施に関し、この要領に基づき指導監督を行います。
- ② 受託事業者は、間接補助事業の採択にあたっては、第三者委員会を設置し、公募申請書等について意見を聴取し、同時に経済産業大臣及び基金設置法人に対して協議しなければなりません。
- ③ 経済産業大臣及び基金設置法人は受託事業者に対し、間接補助事業の採択にあたって、採択前に協議を求め、必要に応じて指導及び助言を行うことができるものとします。
- ④ 受託事業者は、事業の実施に疑義が生じたとき、事業の実施に支障が生じたときには遅滞なく経済産業大臣及び基金設置法人に報告を行います。
- ⑤ 経済産業大臣及び基金設置法人は受託事業者に対し、事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ改善の指導を行うことができるものとします。
- ⑥ 受託事業者は、本事業の事務実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、速やかに経済産業大臣及び基金設置法人に報告を行います。
- ⑦ 受託事業者は、本事業により取得した報告書・証拠書類等を整理し、事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間、経済産業大臣及び基金設置法人の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければなりません。

⑧ 経済産業大臣及び基金設置法人は、受託事業者の事業終了後であっても、事業の実施に疑義が生じたときは、報告を求める場合があります。

(7) 事業終了後の精算と残金の返還

受託事業者は、事業終了後、精算を行い、委託費用の原資として基金から受け取った資金に残余が生じた場合は、これを基金に返還するものとします。

(8) 補助金の返還又は財産の処分の制限期間内等における伺いに係る取扱い

受託事業者は、間接補助事業者から交付を受けた補助金の返還又は処分を制限された取得財産の制限期間に間接補助事業者から処分をするため等の伺いがあった場合には、速やかに内容を審査し、適切と認められるときには承認しなければなりません。また、その際には、速やかに経済産業大臣及び基金設置法人に報告を行います。

(9) 事業実施に関して受託事業者が他者に与えた損害等に係る費用の取扱い

受託事業者が本事業の実施に関して他者に損害等を与えた場合、これに要する費用については、受託事業者の故意・過失の度合いに応じて、基金から支払わないものとすることができます。

(10) その他

受託事業者は、本募集要領に記載がないものについては、追って定める実施要領によるものとする。なお、実施要領に疑義が生じたとき、実施要領により難しい事由が生じたとき、あるいは実施要領に記載のない細部については、経済産業大臣及び基金設置法人と速やかに協議し、その指示に従うものとします。

1-3. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす民間団体等とします。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

【2. 応募手続き】

2-1. 募集期間

募集開始日：令和2年4月8日（水）

締切日：令和2年4月28日（火）17時必着

## 2-2. 応募書類

① 郵送・宅配便等の場合には、以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業」事務局申請書」と記載してください。

また、電子メールの場合には、以下の書類を「[kokunaitoushisokushin@meti.go.jp](mailto:kokunaitoushisokushin@meti.go.jp)」宛に送付してください。その際メールの件名(題名)を必ず「「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業」事務局申請書」としてください。

- ・ 申請書(様式1) <1部>
- ・ 業務管理費内訳書(様式2) <1部>
- ・ 法人の定款又は寄付行為
- ・ 法人の概要説明資料(類似業務の受託実績や本事業に関する専門知識・ノウハウ等に係る説明を含む)
- ・ 過去3年程度の事業報告及び決算報告(又は事業計画及び収支予算)
- ・ 事業実施計画書
- ・ サプライチェーン対策のための国内投資促進事業の公募、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業審査及び採択、補助金交付の申請・進ちょく状況管理、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業完了の確定検査等支払業務並びに本事業に関する問い合わせ、相談への対応に関する方法に関する説明書
- ・ 本事業に係る実施体制に関する説明書

② 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。

なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。

④ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

※ 持参及びFAXによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、本要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

## 2-3. 応募書類の提出先

応募書類は郵送・宅配便等若しくは電子メールにより以下に提出してください。

＜郵送等の場合＞

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 地位経済産業グループ 地域産業基盤整備課

「令和2年度「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業」担当あて

＜電子メールの場合＞

「[kokunaitoushisokushin@meti.go.jp](mailto:kokunaitoushisokushin@meti.go.jp)」宛

メールの件名(題名)を必ず「「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業」事務局申請書」としてください。

## 【3. 選定基準について】

契約候補者の選定は、以下の項目を総合的に評価して行うものとします。

### (1) 「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業」事務局としての適格性

- 法人格の有無
- 本事業の類似事業の受託実績
- 組織の本事業に関する専門知識・ノウハウ等
- 効率的に事業を実施するための体制

### (2) 事業実施計画

- 事業実施計画(スケジュール)の妥当性、効率性

### (3) 事業実施方法

- サプライチェーン対策のための国内投資促進事業の公募
- サプライチェーン対策のための国内投資促進事業の審査及び採択(第三者委員会の設置・運営を含む。)
- サプライチェーン対策のための国内投資促進事業の交付決定に係る業務(交付申請書の受理・交付決定通知書の発出等)
- サプライチェーン対策のための国内投資促進事業の進捗状況管理、確定検査、支払手続及び事業に関する問い合わせ
- その他の事業管理に必要となる事項についての対応

以上の妥当性、効率性

### (4) 事業実施体制と事務費用

- 要員数や事務所の確保、事業の実施体制スキームの構築及び明確な役割分担の実施
- 適切な経営基盤、一般的な経理処理能力
- 委託費用の金額の妥当性

※委託費用の金額を合理化するため、事業の一部を再委託することも認めます。その場合、受託事業者と再委託先との役割分担や、それぞれの位置づけを明らかにして下さい。

#### 【4. 審査の実施】

- (1) 審査は、評価委員会が提出された応募書類等について行い、業務の目的に最も合致し優秀な応募書類等を提出した1者を選定します。
- (2) 採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

#### 【5. 契約の締結等】

採択された申請者は、基金設置法人との委託契約を締結するものとします。

なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省及び基金設置法人との協議を経て、業務内容・構成、事業規模、金額などに変更を生じる可能性があります。契約書作成に当たって条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となります。

#### 【6. 事業実施状況の把握】

事業実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。

#### 【7. 問い合わせ先】

本公募においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、説明会は行わない予定です。そのため、本公募に関してのご不明点については、お早めに以下の連絡先に問い合わせてください。

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1  
経済産業省 地域経済産業グループ 地域産業基盤整備課  
担当：小松、有海、堀内  
FAX：03-3501-6270  
E-mail：kokunaitoushisokushin@meti.go.jp

お問い合わせは電子メール又はFAXでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

(様式1)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

経済産業省 あて

令和2年度「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業」事務局公募申請書

申請者	法人番号(*)	
	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名(ふりがな)	
	所属(部署名)	
	役職	
	電話番号 (代表・直通)	
	E-mail	

\* 法人番号を付与されている場合には、13桁の番号記載し、法人番号を付与されていない個人事業者等の場合には、記載不要。



(様式 2)

業務管理費内訳

必要となる業務管理費の項目	経費の見積額
合計額	

※必要となるすべての業務管理費（募集要領別表 1 に掲げるものに限る。）について記載してください。

別表1

委託費用の区分

区 分	内 容
業務管理費	労務費、旅費、審査委員会費、通信費等（振込手数料、郵送料、通信費、回線使用料、消耗品費）、資料保管費、システム運営費（システム開発費、維持補修費）、電子計算機借料等、事務所維持費・光熱費、一般管理費、外注費

別表 2

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業に係る補助対象、補助率、補助金

事業	補助	補助率	上限額
補助対象経費の区分	内容		
(1) 建物取得費	補助事業を実施するために必要な建物の購入費	① 大企業 1 / 2  ② 中小企業等 2 / 3  ※一定の要件を満たした場合は嵩上げ  ③ 中小企業等グループ 3 / 4	150億円
(2) 調査設計費	設備機械装置の据付け等に必要調査費及び設計費		
(3) 設備費等	補助事業者の生産施設で使用する設備機械装置の購入及び据付け等に必要経費		